長岡京市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業実施要綱(目的)

第1条 この要綱は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2第2項第1号に規定する小児慢性特定疾病児童であって、同法第19条の3第3項に規定する医療費支給認定を受けたもの又は同条第7項に規定する医療費支給認定患者(以下「小児慢性特定疾病児童等」という。)に対し、特殊寝台等の日常生活用具(以下「用具」という。)を給付すること(以下「給付」という。)により、日常生活の便宜を図る長岡京市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業の実施に関し、必要となる事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 本事業の実施主体は、長岡京市とする。

(用具の種目、基準額及び対象者)

- 第3条 給付の対象となる用具の種目は、別表の種目欄に掲げる用具とし、用具の基準額は、別表に規定する基準額を上限とする。
- 2 給付の対象者は、別表の対象者欄に掲げる小児慢性特定疾病児童等とする。ただし、小児慢性特定疾病に係る施策以外の児童福祉法による施策及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による施策の対象とはならない者に限る。

(給付の申請)

- 第4条 用具の給付を希望する対象者又はその保護者(以下「申請者」という。)は、長岡京市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付申請書(以下「申請書」という。) (別記様式第1号)に小児慢性特定疾病医療受給者証の写しを添えて市長に申請するものとする。
- 2 市長は、申請書を受理したときは、当該対象者の身体の状況、介護の状況、家庭の経済状況及び住宅環境等を実地調査し、すみやかに日常生活用具給付にかかる調査書 (別記様式第2号)を作成するものとする。

(給付の決定)

第5条 市長は、申請書の内容を審査し、用具の給付を行うことを決定したときは、日常生活用具給付決定通知書(別記様式第3号)及び日常生活用具給付券(以下「給付券」という。)(別記様式第4号)を、その申請を却下することを決定したときは、日常生活用具給付申請却下決定通知書(別記様式第5号)をそれぞれ申請者に交付するものとする。

(用具の給付)

第6条 市長は、用具の給付を行うにあたっては、用具の製作もしくは販売を業とする者 (以下「業者」という)に委託して行うものとする。

- 2 市長は、業者の選定にあたっては、低廉な価格で良質かつ適切な用具が確保できるよう経営規模、地理的条件及びアフターサービスの可能性等を十分勘案のうえ決定する ものとする。
- 3 用具の中には、診療報酬の対象となるものもあるが、当該用具については、診療報酬 の対象となる範囲を超えるものについて給付するものとする。
- 4 用具の中には、当該用具を使うために付属品が必要な場合があるが、当該付属品については、その付属品がないと当該用具が機能しないといった場合においてのみ、当該 用具とともに給付することができ、付属品のみの給付は認められない。

(費用の負担及び支払い)

- 第7条 対象者の扶養義務者は、用具の給付を受けたときは、その収入の状況に応じて用 具の給付に要する費用の一部を負担するものとする。
- 2 前項の規定により扶養義務者が負担する額は、小児慢性特定疾病対策等総合支援事業の実施について(令和2年3月18日健発0530第12号厚生労働省健康局長通知)に規定する徴収基準額表に定める額とする。

なお、同月内に複数の用具の給付を受けている対象者についても、用具の数にかかわらず徴収基準額表に定める額とする。

- 3 扶養義務者は、用具を納付する業者に対し給付券を添えて、前項により負担すること とされている額を支払うものとする。
- 4 用具を納付した業者が費用を請求するときは、請求書に給付券を添付して、市長へ提出するものとする。
- 5 市長は、前項の請求があった場合は、速やかに費用を支払うものとし、その額は、用 具の給付に要する額から扶養義務者が業者に支払った額を減じた額を支払うものとす る。

(用具の管理)

- 第8条 用具の給付を受けた者は、当該用具を給付の目的に反して使用し、譲渡し、交換 し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- 2 前項の規定に違反した場合には、当該給付に要した費用の全部又は一部を返還させることがあるものとする。

(給付台帳の整備)

第9条 市長は、用具の給付の状況を明確にするため給付台帳を整備する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は別に定める。

附則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成27年3月10日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

(長岡京市小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業実施要綱の廃止)

第2条 長岡京市小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業実施要綱は廃止する。

附則

- この要綱は、平成28年1月15日から施行し、平成27年4月1日から適用する。 附 則
- この要綱は、令和2年3月24日から施行し、令和元年10月1日から適用する。 附 則
- この要綱は、令和3年3月17日から施行し、令和2年4月1日から適用する。 附 則
- この要綱は、令和3年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、令和4年5月1日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

## 別表

種目	対象者	性能等	基準額
便器	常時介助を要する	小児慢性特定疾病児童等が容易	4,900 円
	者	に使用し得るもの。(手すりを付	
		けることができる。)	
特殊マット	寝たきりの状態に	褥瘡の防止又は失禁等による汚	21,560 円
	ある者	染又は損耗を防止できる機能を	
		有するもの。	
特殊便器	上肢機能に障害の	足踏ペダルで温水温風を出し得	166,320 円
	ある者	るもの。ただし、取替えに当たり	
		住宅改修を伴うものを除く。	
特殊寝台	寝たきりの状態に	腕、脚等の訓練のできる器具を	169,400 円
	ある者	付帯し、原則として使用者の頭	
		部及び脚部の傾斜角度を個別に	
		調整できる機能を有するもの。	
歩行支援用	下肢が不自由な者	おおむね次のような性能を有す	66,000 円
具		る手すり、スロープ、歩行器等で	
		あること。	
		ア 小児慢性特定疾病児童等の	
		身体機能を十分踏まえたもの	
		であって、必要な強度と安定	
		性を有するもの。	
		イ 転倒予防、立ち上がり動作	
		の補助、移乗動作の補助、段差	
		解消等の用具となるもの。	
入浴補助用	入浴に介助を要す	入浴時の移動、座位の保持、浴槽	99,000 円
具	る者	への入水等が補助でき、小児慢	
		性特定疾病児童等又は介助者が	
		容易に使用し得るもの。	
特殊尿器	自力で排尿できな	尿が自動的に吸引されるもの	73,700 円
	い者	で、小児慢性特定疾病児童等又	
		は介助者が容易に使用し得るも	
		の。	

141440	<b>治たもかの小がた</b>	<b>人用老衫儿用粗料件点点</b> 点字	10 F00 III
体位交換器	寝たきりの状態に	介助者が小児慢性特定疾病児童	16,500 円
	ある者	等の体位を変換させるのに容易	
		に使用し得るもの。	
車椅子	下肢が不自由な者	小児慢性特定疾病児童等の身体	77,440 円
		機能を十分踏まえたものであっ	
		て、必要な強度と安定性を有す	
		るもの。	
頭部保護帽	発作等により頻繁	転倒の衝撃から頭部を保護でき	13,380 円
	に転倒する者(在	るもの。	
	宅以外[入院中又		
	は施設入所]のも		
	のについても対		
	象)		
電気式たん	呼吸器機能に障害	小児慢性特定疾病児童等又は介	62,040 円
吸引器	のある者	助者が容易に使用し得るもの。	
クールベス	体温調節が著しく	疾病の症状に合わせて体温調節	22,000 円
F	難しい者	のできるもの。	
紫外線カッ	紫外線に対する防	紫外線をカットできるもの。	41,580 円
トクリーム	御機能が著しく欠		(年額上限)
	けて、がんや神経		
	障害を起すことが		
	ある者		
ネブライザ	呼吸器機能に障が	小児慢性特定疾病児童等又は介	39,600 円
一 (吸入器)	いのある者	助者が容易に使用し得るもの。	
パルスオキ	人工呼吸器の装着	呼吸状態を継続的にモニタリン	173,250 円
シメーター	が必要な者	グすることが可能な機能を有	
		し、小児慢性特定疾病児童等又	
		は介助者等が容易に使用し得る	
		もの。	
ストーマ装	人工肛門を造設し	小児慢性特定疾病児童等又は介	113,520 円
具(消化器	た者 (在宅以外[入	助者が容易に使用し得るもの。	(年額上限)
系)	院中又は施設入		
	所]のものについ		
		1	

	ても対象)		
ストーマ装	人工膀胱を造設し	小児慢性特定疾病児童等又は介	149,160 円
具 (尿路系)	た者 (在宅以外[入	助者が容易に使用し得るもの。	(年額上限)
	院中又は施設入		
	所]のものについ		
	ても対象)		
人工鼻	人工呼吸器の装着	小児慢性特定疾病児童等又は介	128,700 円
	又は気管切開が必	助者が容易に使用し得るもの。	(年額上限)
	要な者		